

令和5年度 電気自動車用急速充電器設置・運営事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

「老朽化した電気自動車用急速充電器の撤去」、「新たな急速充電器の設置」及び「設置後の運用」を担い、併せて「認証・課金サービス・収納代行サービス」について提案を行う事業者を公募します。

1. 事業の概要

(1) 事業種類及びその内容

- ① 既設の電気自動車用急速充電器の撤去工事
- ② 電気自動車の急速充電器設置工事
- ③ 発注者が行う一般社団法人次世代自動車振興センターが交付する「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」に関する申請に係るサポート
- ④ 発注者が契約する決済方法（利用認証・課金・収納代行サービス）に関する提案
- ⑤ 急速充電器の管理・運用

(2) 事業実施時期

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 設置個所

設置施設：愛川町役場（神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1）

(4) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

- ① 電気自動車用急速充電器設置工事費（既設の急速充電器の撤去費用を含む）
5,979,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- ② 年間運用費（「決済サービス利用料」・「管理・運用費」の合計額）
326,000円／年

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、運用開始後の管理・運用に関する契約については、毎年度契約する。

2. 応募資格

応募者は、本事業を行うために必要な企画力及び資本力などの経営能力を備えた単独企業または複数の企業により構成されるグループとする。

参加申込書の受付時点において、次のいずれかに該当する者は、応募企業又は応募グループの代表構成員及び構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 愛川町指名停止等措置要綱による指名停止を受けている者。

- (3) 法人等（法人又は団体をいう。）が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）に基づく条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められた者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (8) 直近3事業年度の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- (9) 参加申込みにおいて、提出された書類の記載事項に虚偽がある者。

3. 募集スケジュール(予定)

本事業の募集スケジュールは以下の表のとおりとする。

項目	予定時期
実施要領等の公表	令和5年4月 3日（月）
参加申込書等の提出期限	令和5年4月21日（金）
現地調査	令和5年4月25日（火）
実施要領等に関する質問受付・締切り	令和5年5月 8日（月）まで
実施要領等に関する質問への回答	令和5年5月12日（金）
提案書等の提出期限	令和5年5月18日（木）
プレゼンテーション審査	令和5年5月25日（木）
優先交渉権者(及び次点者)の決定	令和5年5月下旬
契約締結・施工開始	令和5年6月以降

4. プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルの参加にあたっては、別添資料に定める参加申込関連書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和5年4月21日（金）

（受付可能時間帯は、開庁日の午前9時から午後5時15分まで）

- (2) 提出方法：所定の書類、部数をそろえて、提出(郵送不可)すること。
- (3) 提出場所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町役場 総務部 管財契約課
- (4) その他：参加申込み後に、辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

5. 現地調査

質問及び提案書作成のための現地調査を次のとおり行う。

現地調査において、質問は一切受け付けない。質問等がある場合は、以下の「6. 質問及び回答」に記載の方法により提出すること。

- (1) 現地調査日：令和5年4月25日(火)
- (2) 調査時間：1参加事業者あたり60分以内とする。
- (3) その他：参加事業者ごとの調査時間等の詳細については、参加申込み時に通知する。

6. 質問及び回答

プロポーザルの参加者は、実施要領等について、質問があるときは、質疑書(様式1)を提出すること。

- (1) 質問書提出期限：令和5年5月8日(月)午後5時まで
- (2) 質問書提出方法：
 - ・質疑書(様式1)に質問内容を具体的に記入のうえ、電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの件名は「令和5年度 電気自動車用急速充電器設置・運営事業に係る質問の件」とすること。
 - ・質問受付用メールアドレスは次のとおり。
[Eメール] kanzai@town.aikawa.kanagawa.jp
 - ※電話で着信確認を行うこと。
(開庁日の午前9時から午後5時15分まで)
 - ※所定様式による上記メール送信以外、質問は受け付けない。
 - ・提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。
- (3) 質問書に対する回答：令和5年5月12日(金)(予定)に愛川町ホームページ内にて公開する。

7. 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

別添資料で定めた提案内容審査書類を提出してください。

(2) 提出期限 令和5年5月18日(木)

(受付可能時間帯は、開庁日の午前9時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法：所定の書類、部数をそろえて、提出(郵送不可)すること。

(4) 提出場所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町役場 総務部 管財契約課

8 参加に際しての注意事項

(1) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効になります。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提案限度額を越えた見積額を提示した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(軽微なものは除く)

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(7) その他

参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

9 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 事業費の積算方法

・事業費(工事請負費及び年間運用費)は、項目ごとに明確に区分して積算し作成し

てください。

- ・一式計上は認めません。
- ・見積書の宛先は「愛川町長」とします。
- ・見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

(2) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、本業務に係る契約額となります。

10 事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

町職員で構成する審査委員会にて提案書等の審査・評価を行う。

審査にあたっては、審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等が最も優れた企画を提案した者を契約予定事業者として選定します。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和5年5月25日(木)
- ② 実施時間：別途通知します。
- ③ 実施場所：別途通知します。
- ④ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション 20分以内

審査委員からの質疑 10分程度

⑤ 注意事項

- ・実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材をご利用したい場合は、事前に連絡の上、自身で用意ください。
- ・審査当日に資料を追加配布することはできませんので、提案書等書類の受付期間内に提出した書類（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に5分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・指定時間に遅刻（5分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 審査項目及び評価内容

別表のとおり

(4) 優先交渉権者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を優先交渉権者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（70点）を満たすときは、当該応募者を優先交渉権者とします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、プレゼンテーション審査終了後、優先交渉権者が決定してから、すみやかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を愛川町ホームページにて公表します。

- ① 優先交渉権者の名称及び評価点
- ② 次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません。）

11 契約について

プレゼンテーション審査で選定された優先交渉権者を受注候補者とし、条件等を協議の上、仕様を確定し、契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは受注候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

受注候補者となった者が、複数の企業により構成されるグループの場合の契約の相手方は、その役割ごとに契約を締結する。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせることはできません。

(2) 個人情報保護

事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

13 担当及び問い合わせ先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 5 1 番地 1

愛川町役場 総務部 管財契約課 (担当：小島)

TEL：046-285-6926

FAX：046-286-5021

(参考1)

既設の急速充電器の概要

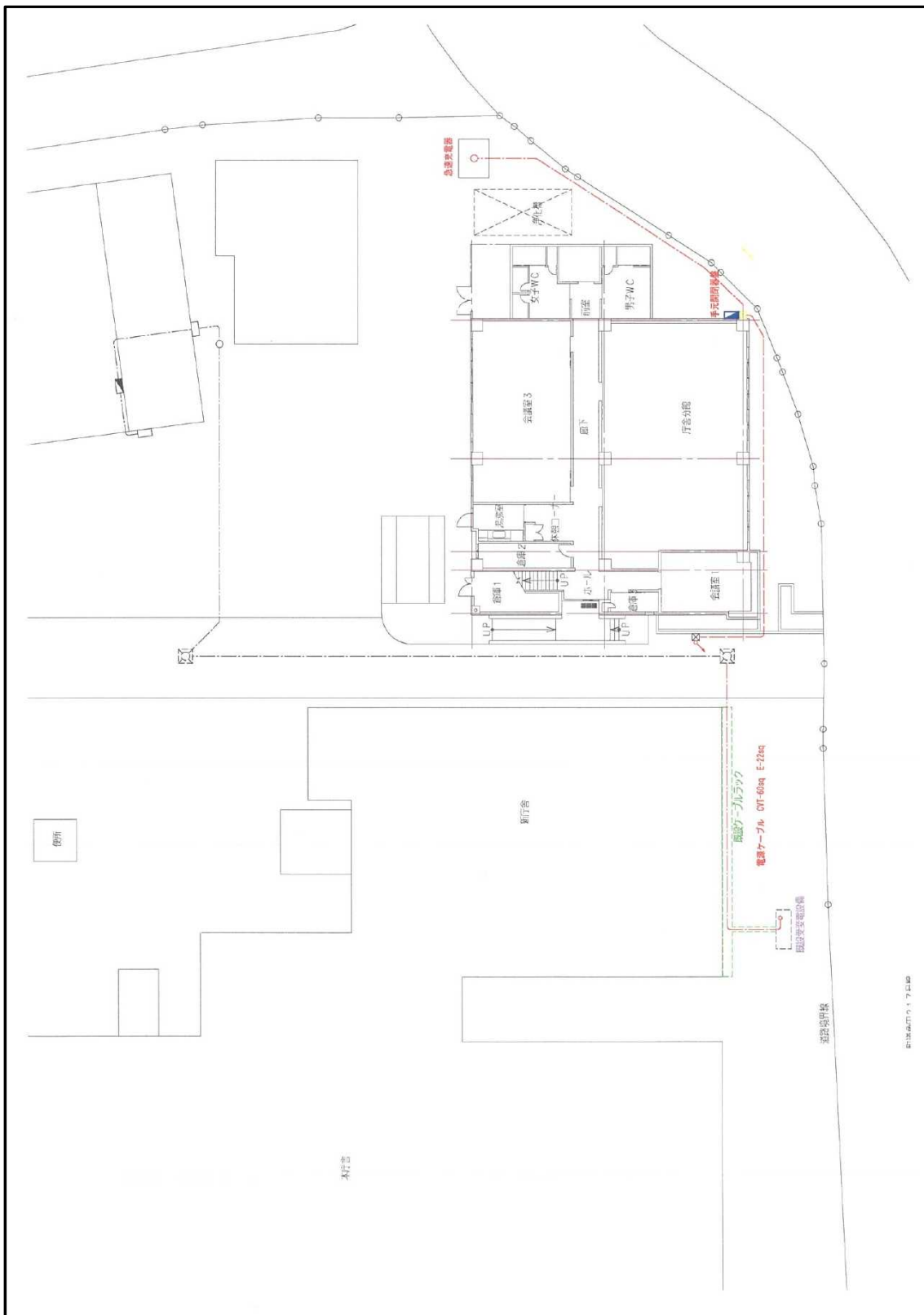
メーカー	ハセテック
型式	HQC31-125-01AAB
入力電流	150A
定格容量	50KVA
相数	三相三線
電圧	AC200V±15%
定格直流電流	50kw
質量	380kg

(参考2)

既設の急速充電器の現況写真



(参考3) 既設の急速充電器の配線図



(別表) 審査項目及び評価内容

項 目	配 点
急速充電器の設置・運用に係る想定されるリスク、事業に対する苦情等へ対応する体制がとられているか。	5
安全かつ確実に急速充電器等を設置できる体制がとられているか。	5
全国的な認証ネットワーク等の提案等、利用者の利便性の向上に配慮しているか。	5
急速充電器等の設置・運用事業の実績があるか。	5
設置する急速充電器の機能は十分なものか。	10
設置する付帯施設は十分なものか。	10
管理・運營業務の実施内容は、効率的なものか。	10
業務の全体像やスケジュールは具体的で、スピード感のあるものか。	10
発注者へのサポート体制は十分なものか。	10
工事費の積算は妥当なものか。	15
年間運用費の積算は妥当なものか。	15
合 計	100